

住居確保給付金のしおり

離職等によって

「住居喪失のおそれのある方」

又は

「住居を喪失された方」

— 住居確保給付金のご案内 —

御所市社会福祉事務所
(御所市福祉課保護係：自立相談支援機関)

2023年4月

住居確保給付金とは

離職、自営業の廃業（以下「離職等」といいます。）又は就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会（以下「就業機会等」という。）が個人の責めに帰すべき理由・都合によらないで就業機会等の減少（以下「やむを得ない休業等」といいます。）により離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住宅を喪失した方（以下「住居喪失者」といいます。）又は住居を喪失するおそれのある方（以下「住居喪失のおそれのある方」という。）を対象として家賃相当分の住居確保給付金を支給するとともに、御所市社会福祉事務所（御所市福祉課保護係：自立相談支援機関（以下「自立相談支援機関」といいます。））による相談（就労）支援等を実施し、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行うものです。

- ◎ 支給額：下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給します。
33,000円（単身世帯）、40,000円（2人世帯）、43,000円（3人以上5人世帯）
46,000円（6人世帯）、51,000円（7人以上世帯）
- ◎ 支給期間：3ヶ月間（一定の条件により3ヶ月間の延長及び再延長が可能です。）
- ◎ 支給方法：原則、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた不動産事業者等への代理納付となります。

住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります。

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある方
- ② イ) 申請日において、離職等の日から2年以内であること。ただし、当該期間に、疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事情により引き続き三十日以上求職活動が困難であった場合は、当該事情により求職活動を行うことが困難であった日数を二年加算した期間とするものとし、その加算された期間が四年を超えるときは四年とする。
ロ) やむを得ない休業等により当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある。
- ③ イ) 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していた。
ロ) 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している。
- ④ 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の収入の合計額が、基準額に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額（収入基準額）以下である。【収入要件】
（収入は、就労収入及び定期的給付等（児童扶養手当等の到底目的のための給付、各種保険金は含まない。））（下表参照）
- ⑤ 申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融資の合計額が基準額×6（ただし、100万円を超えないものとする。）以下である。（下表参照）

(表)				(単位:千円)
世帯人数	基準額	家賃額(上限)	収入基準額	金融資産
1	78	33	111	468
2	115	40	155	690
3	140	43	183	840
4	175	43	218	1,000
5	209	43	252	1,000
6	242	46	288	1,000
7	275	51	326	1,000
8	308	51	359	1,000
9	337	51	388	1,000
10	366	51	417	1,000

- ⑥ 公共職業安定所等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。ただし、上記②ロ)に該当する者であって、自立に向けた活動を行うことが当該者の自立に資すると十分見込まれるものと都道府県等が認める場合は、申請日の属する月から起算して三月間（第12条第1項の規定により支給期間を延長する場合であって、引き続き当該取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると見込まれるものと都道府県等が認めるときには、六月間）に限り、当該取組を行うことをもって、前段の求職活動に代えることができる。
- ⑦ 自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）でないこと

住居確保給付金の支給額

単身世帯の場合

月収が基準額を超え、111,000円未満の方は以下の数式により算定された額となります。

$$\text{住居確保給付金支給額} = \text{実際家賃額} + \text{基準額} - \text{月の世帯収入合計額}$$

※ 支給家賃額は、住居確保給付金家賃額を上限とします。

住居の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。

※生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付けです。

- 1) 住宅入居費：40万円以内
- 2) 生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内（単身/15万円以内）
貸付期間 原則3か月間 最長1年間
- 3) 一時生活再建費：60万円以内
原則3か月

※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てない場合は年1.5%

住居確保給付金支給までの生活費が必要な方は

住宅を喪失している方であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付けを活用することができます。

※臨時特例つなぎ資金貸付

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付（10万円以内）

※貸付利子：無利子、連帯保証人不要

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

① 住居確保給付金支給申請書（様式1-1）

② 住居確保給付金申請時確認書（様式1-1A）

③ 本人確認書類（次のいずれかの写し）

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、各種健康保険証、住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本等

④ 離職関係書類

イ 申請日を起点に2年（疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事情により引き続き三十日以上求職を行うことが困難であった場合の取扱いに該当する場合は最長4年）以内に離職・廃業をしたことが確認できる書類（離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類又は事業廃止の解る書類（廃止届等））の写し

ロ 疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事情により引き続き三十日以上求職を行うことが困難であったことに該当する場合は、医師の証明書その他当該事情に該当することの事実を証明することができる書類（必要最小限のもの）の写し

⑤ 収入関係書類

支給申請者及び支給申請者と同一世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し

給与明細書、預貯金通帳等の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金手帳」、その他各種福祉手帳

⑥ 金融資産関係書類（預貯金額）

支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者の、金融機関の通帳等の写し

住居確保給付金の申請から決定まで

住宅を喪失するおそれのある方の場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書を御所市社会福祉事務所（「支援機関」）に提出します。
- 申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」の用紙、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」の用紙が配布されます。

◆ 入居住宅の貸主との調整

- 不動産媒介業者等に申請書の写しを提示するとともに、「入居住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けてください。

◆ ハローワークでの求職申込み等

- 公共職業安定所（ハローワーク）にて求職申込みを行い、求職者番号の交付を受けてください。
- 「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」を持参し、確認を受けてください。

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- 不動産媒介業者等から記載・発行を受けた「入居住宅に関する状況通知書」に賃貸借契約書の写しを添付し、御所市社会福祉事務所（「支援機関」）に提出してください。
- ハローワーク窓口から発行を受けた、求職受付票（ハローワークカード）の写しを御所市社会福祉事務所（「支援機関」）へ提出してください。

◆ 住居確保給付金の審査・決定

- 審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」、必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」の用紙が配布されます。
- 入居している住宅の不動産媒介業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- 住居確保給付金は御所市から不動産媒介業者等へ直接振り込まれます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産媒介業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。

◆ 総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み

- 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出し、総合支援資金貸付（生活支援費）の申込みが可能です。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

住宅を喪失している方の場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- 申請書（必要書類添付）を御所市社会福祉事務所（「支援機関」）に提出します。
- 申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」の用紙が配布されます。
- 住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な方は、社会福祉協議会に申請書の写しを提示して、臨時特例つなぎ資金の借入れ申込みを行うことができます。

◆ 入居予定住宅の確保

- 不動産媒介業者等に申請書の写しを提示して、当該業者等を介して賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。原則として、賃貸住宅を探す範囲は申請書を提出した自治体の地域内です。
- 敷金・礼金などの入居初期費用について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合はその旨不動産媒介業者等に伝えて下さい。
- 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産媒介業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けます。

◆ ハローワークでの求職申込み等

- 公共職業安定所（ハローワーク）にて求職申込みを行い、求職者番号の交付を受けてください。
- 「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」を持参し、確認を受けてください。

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- 不動産媒介業者等から記載・発行を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を、御所市社会福祉事務所（「支援機関」）に提出してください。

◆ 住居確保給付金の審査

- 審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産媒介業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。
- 「住居確保給付金支給対象者証明書」の交付にあわせ「住宅確保報告書」の用紙が配布されます。

◆ 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申込み

- 敷金、礼金等の初期費用を用意することが困難な方は、社会福祉協議会に「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し及び「住居確保給付金支給対象者証明書」の写しを提出して、総合支援資金貸付（住宅入居費）の借入れ申込みが可能です。
- 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、あわせて社会福祉協議会に総合支援資金貸付（生活支援費）の借入れ申込みが可能です。

◆ 賃貸借契約の締結

- 「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産媒介業者等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。この際、総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている場合は、その写しも提示してください。
- 総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている方の場合、本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付け金が不動産媒介業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。なお、総合支援資金（住宅入居費）を活用せず、初期費用を自分で用意可能な方の場合には、通常契約となると考えられますが、混乱を防ぐため住居確保給付金対象者については全て停止条件付きの契約とするとしている不動産媒介業者等もあると考えられますのでご注意ください。
- 総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている方は、契約締結後、賃貸借契約書の写しを社会福祉協議会に提出してください。審査を経て総合支援資金（住宅入居費）が決定され、住宅入居費が不動産媒介業者等に振り込まれます。

◆ 入居手続き

- 住宅入居費が不動産媒介業者等に振り込まれたことをもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産媒介業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。

◆ 住居確保給付金支給の決定

- 既に「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されていますが、実際に支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」及び新住所における「住民票の写し」を添付して、「住宅確保報告書」を御所市社会福祉事務所（「支援機関」）に提出してください。
- 「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」の用紙、必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」の用紙が配布されます。
- 住宅を確保している不動産媒介業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- 住居確保給付金は自治体から不動産媒介業者等へ直接振り込まれます。
- 臨時特例つなぎ資金の貸付を受けている者に対しては、償還について社会福祉協議会の指示を受けることとなります。
- 総合支援資金（生活支援費）の申請をしている方は、「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを社会福祉協議会に提出してください。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

住居確保給付金受給中の義務

- ◆ 支給期間中は、公共職業安定所の利用、御所市社会福祉事務所（支援機関）の支援員の助言、その他様々な方法により、常用就職に向けた就職活動を行ってください。
- ◆ 少なくとも毎月2回以上、「職業相談確認票」を持参の上、公共職業安定所の職業相談を受ける必要があります。「職業相談確認票」に公共職業安定所担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、安定所確認印を受けます。
- ◆ また、毎月4回以上、御所市社会福祉事務所（支援機関）の支援員等による面接等の支援を受ける必要があります。「職業相談確認票」を支援員へ提示して公共職業安定所における職業相談状況を報告するとともに、その他の就職活動の状況を「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」を活用するなどの方法により、報告してください。
- ◆ 原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。これはハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用して下さい。月4回の支援員との面接の際に、

「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に求人票や求人情報誌の該当部分を添付して、御所市社会福祉事務所（支援機関）に報告してください。

- ◆ さらに、御所市社会福祉事務所（支援機関）よりプランが策定された場合は、上記に加え、プランに記載された相談（就労含む）支援（職業訓練や就労準備支援事業等）を受けてください。

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ◆ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を御所市社会福祉事務所（支援機関）へ提出してください。
- ◆ 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、住居確保給付金窓口へ毎月提出してください。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- ◆ 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を、2回まで、延長することが可能です。
(要件) ・受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと
・世帯の収入と預貯金が一定額以下であること
- ◆ 住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月になったら、収入と預貯金分かる書類を準備して、御所市社会福祉事務所（「支援機関」）へお越し下さい。再延長を希望する場合は、御所市社会福祉事務所（「支援機関」）の指示に従って下さい。

支給額を変更できる場合があります

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - ・ 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ・ 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合
- ◆ 御所市社会福祉事務所（「支援機関」）に申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明出来る書類をお持ちのうえ、御所市社会福祉事務所（支援機関）へお越しください。

住居確保給付金の中断・再開について

- ◆ 住居確保給付金を受給中に、疾病又は負傷により求職活動を行うことが困難となった場合は、支給を中断することができます。中断を希望する場合は、「住居確保給付金支給中断届」と、「疾病及び負傷により求職活動が困難であることを示す書類（診断書等）」を御所市社会福祉事務所（「支援機関」）に提出してください。中断期間中は、原則毎月1回、体調等と求職活動再開の意思について確認を行います。
- ◆ 求職活動を再開できる場合で、再開を希望する場合は、「住居確保給付金支給再開届（疾病又は負傷）」を御所市社会福祉事務所（「支援機関」）に提出してください。

住居確保給付金を中止する場合があります

- ◆ 毎月2回以上のハローワークでの就職相談、毎月4回以上の実施主体の支援員等による面接等又は原則週1回以上の求人先への応募・面接を行う等、就職活動を怠る方については、支給を中止します。
- ◆ 御所市社会福祉事務所（「支援機関」）が策定したプランに従わない場合は、支給を中止します。
- ◆ 受給中に常用就職し、就労により得られた収入が一定額（収入基準額）を超えた場合は、その収入が得られた月の翌月以降の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆ 受給中に常用就職したこと及びその就職による収入の報告を怠った場合は、支給を中止します。
- ◆ 住宅を退去した者（大家からの要請の場合、御所市社会福祉事務所（「支援機関」）の指示による場合を除く。）については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。
- ◆ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は支給を中止します。
- ◆ 上記のほか、受給者の死亡等、受給することができない事情が生じた場合は、支給を中止します。
- ◆ 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

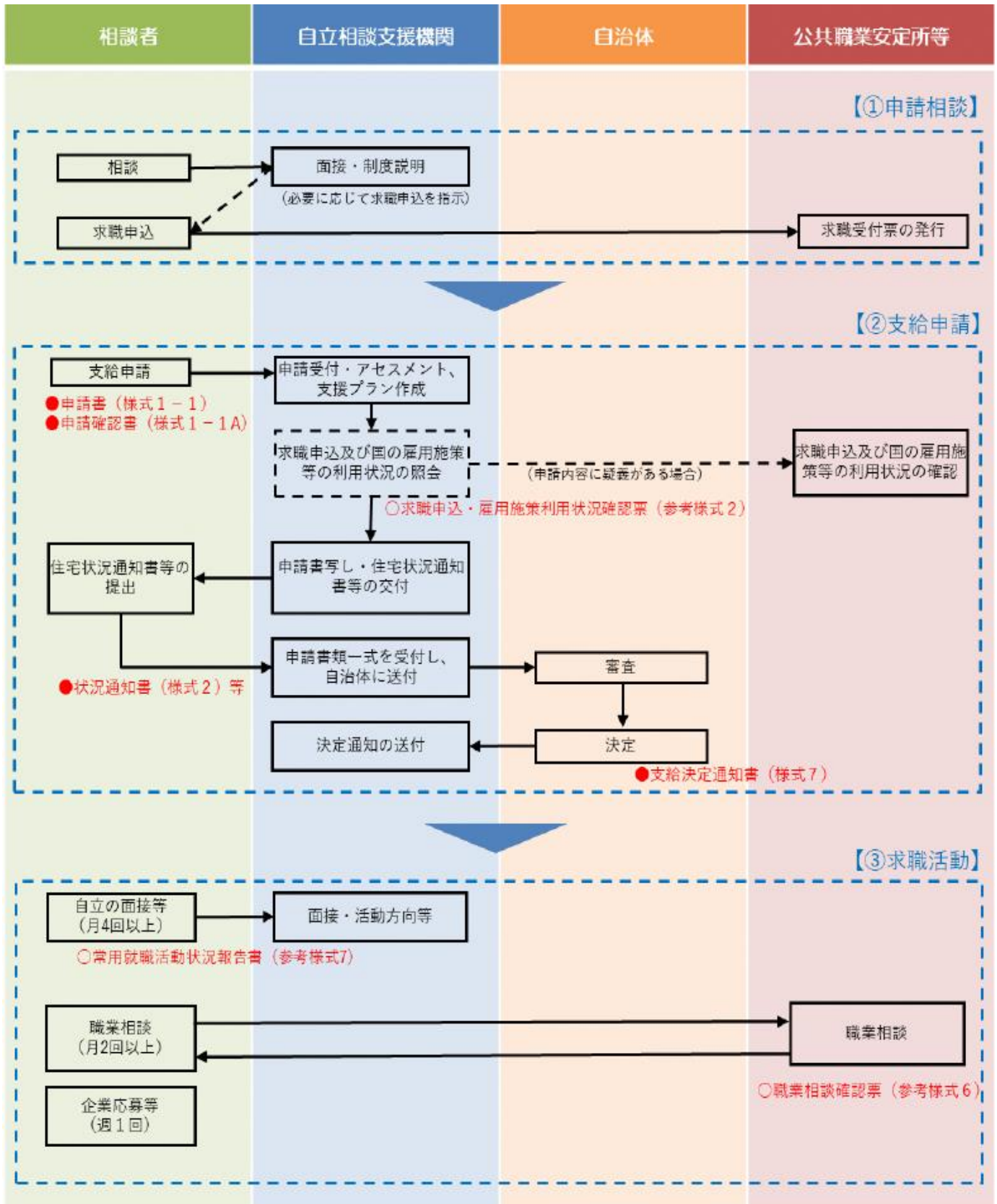
住居確保給付金の再支給について

- ◆ 住居確保給付金を受け、その結果常用就職に至ったものの、会社の都合で解雇になった場合や会社が倒産した場合に限り、再支給を受けることができます。
- ◆ あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。

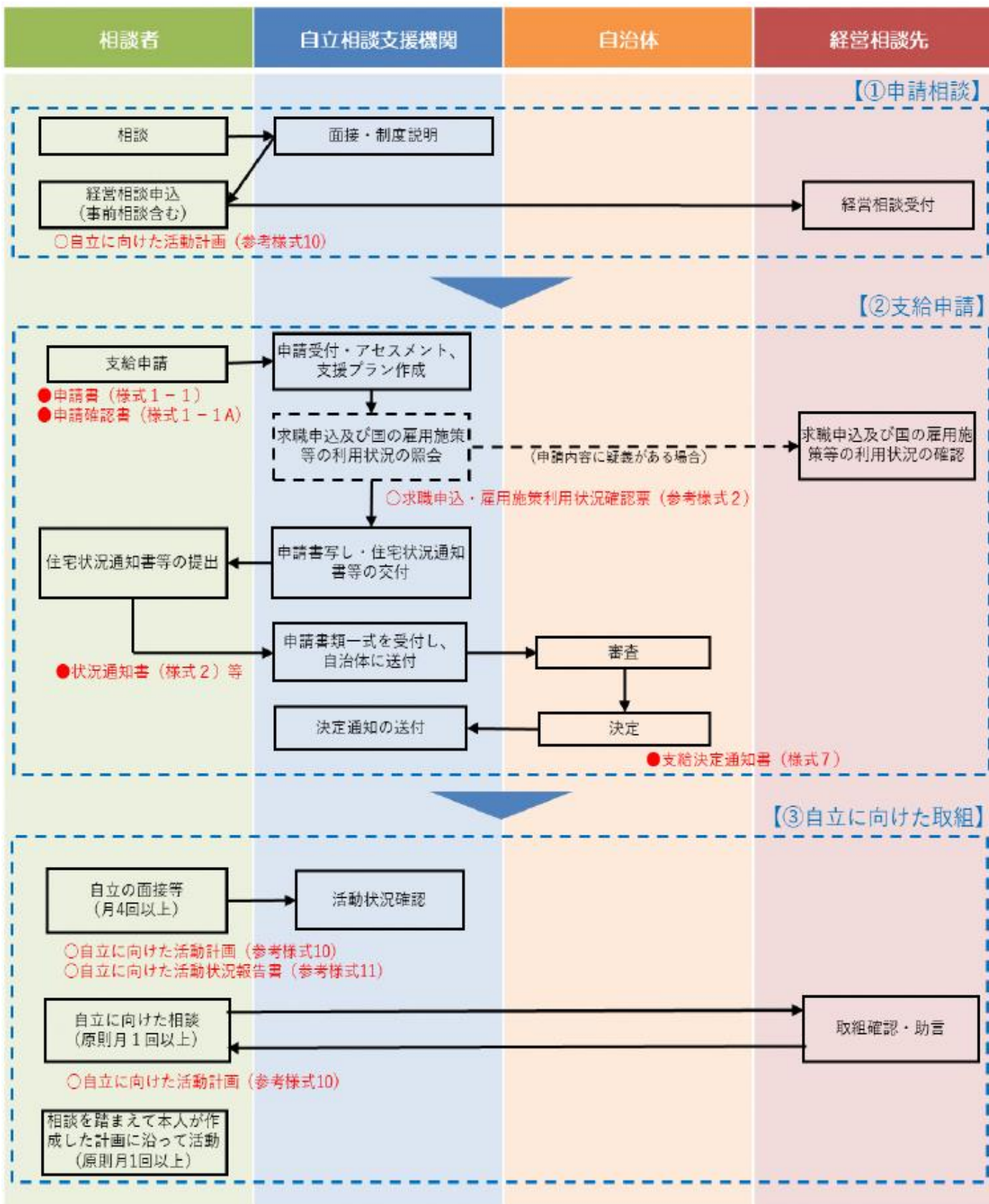
住居確保給付金を徴収する場合があります

- ◆ 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について御所市が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

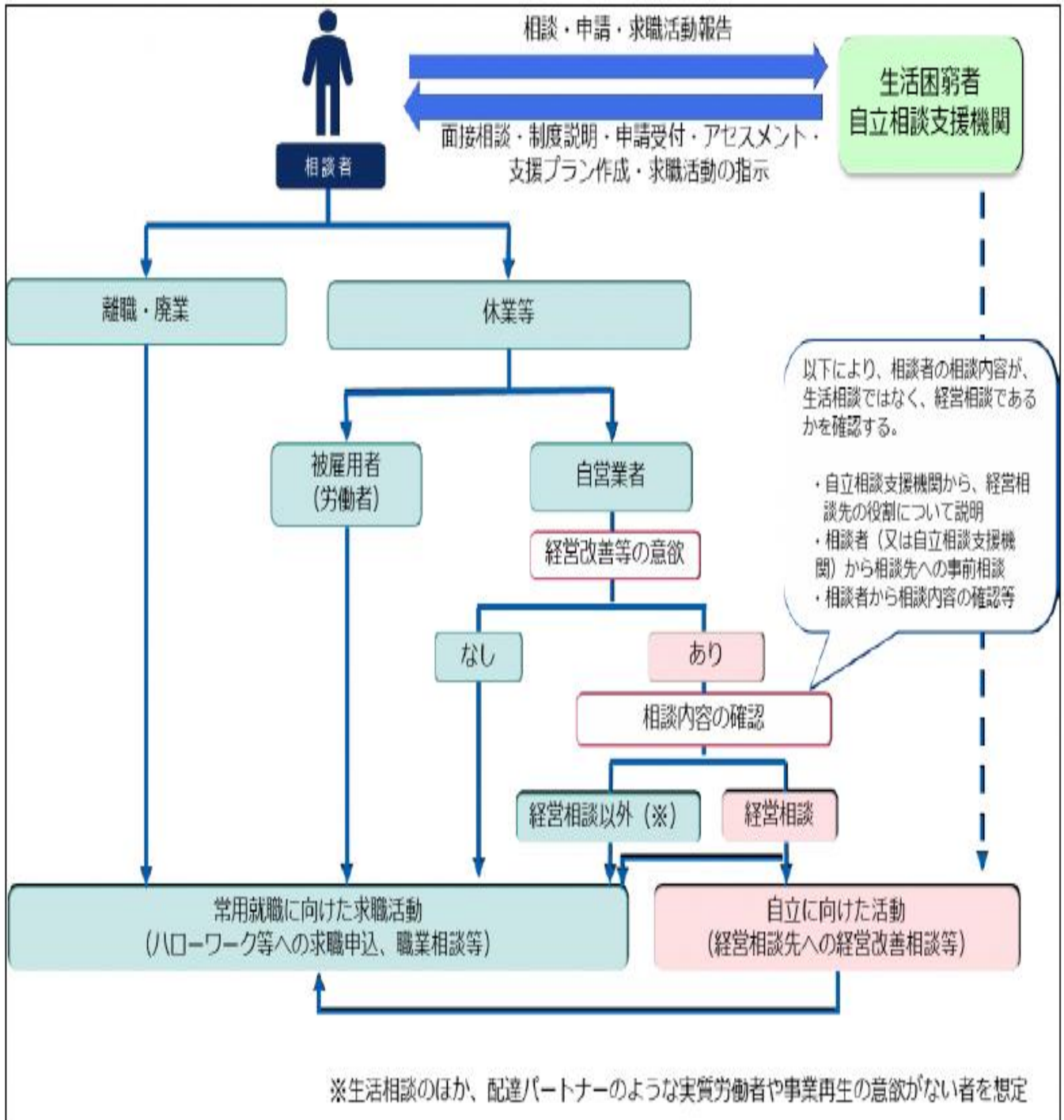
住居確保給付金の支給の流れ（公共職業安定所等での求職活動）



住居確保給付金の支給の流れ（自立に向けた活動）



求職活動要件の確認



お問い合わせ先:

御所市社会福祉事務所
(奈良県御所市健康福祉部福祉課保護係: 自立相談支援機関)

TEL : 0745-62-3001